

15. 他都市調査：千葉県我孫子市 ～住民投票条例～

日時	2013年4月15日（月） 13:30～15:00
場所	我孫子市役所
説明者	総務部文書情報管理課 千濱孝司課長・増田健二主幹・鈴木由美主査
目的	近年の法改正により地方主権・地方分権改革が行われ、国と地方の役割が整理され「団体自治」が進んだが、「住民自治」については課題が多く残されている。特に市民参画のあり方として住民投票制度の導入が必要と考える。住民投票条例の制定の経緯、条例の内容、制定時の議会のやりとり、課題を調査するために、我孫子市の住民投票条例について視察調査した。
所見	<p>民主主義の基本は「直接民主主義」である。しかし現実的な運用として「代議制民主主義」がある。しかし、代議制民主主義の限界も見えてきており、市政の重要な事案については直接市民の意見を問うことが必要と考える。</p> <p>我孫子市においては市民の陳情に端を発しているが、市長の強い意向で条例が制定された。議会では請求要件及び成立要件の修正があったものの、全会一致で採択されたということである。市長のリーダーシップと熱意の賜物と言える。</p> <p>条例では、投票資格者を18才以上としていること、特別在留資格を持つ外国人も投票資格者に行っていることは、地域を構成する住民についての考え方として適切と言える。請求要件の8分の1は海外における住民投票資格者の5～10%という事例からすると少し高いと思われるが、人口規模から考えると妥当と考える。また成立要件を投票資格者総数の3分の1とし、すべて開票して結果を公表する制度は、市民の意思を尊重する姿勢として評価できる。</p> <p>投票結果の扱いについては、近年地方分権に関する法の整備が進み、「尊重」ではなく、拘束力を持たせる条例も出されている。「常設型住民投票条例」については、昨年自治法改正の際に地方6団体の反対で組み込まれなかったが、本市における常設型住民投票制定の必要性を改めて感じた。</p>

1) 条例制定の経緯

平成13年3月に住民が住民投票条例案を添えて「住民投票条例」制度を求める陳状が出された。我孫子市では陳情については市政に直接関わるものは請願と同様の扱いをしている。我孫子市では請願・陳情は受理された議会において審査される。3月議会では継続審議となったが、6月議会では住民投票そのものの反対よりも、提案されている条例案はハードルが低すぎるという理由で不採択になった。その後9月に同じ市民から条例案を示さずに常設の住民投票条例制定を求める陳状が出され、議会では継続審議とした。

平成15年3月議会で当時の福島市長(1995年～2007年、その後初代消費者庁長官)

が重要な市政方針として、「重要な決定に市民投票の制度を設けること」を表明。「地域の施策課題も市民意識もますます多様化している中で、重要な施策について市民の意思を直接反映する仕組みは大切と考えます。地方自治において、間接民主主義を補完する直接民主主義の導入は、市民の自治意識を高め、市民の総意による街づくりに有効です。」とし、「18才以上の市民投票の制度化を議会と市民の皆さんに提案します。」と述べて、翌月4月から総務課内に検討組織を立ち上げて原案を作った。原案作成には市民、学識経験者は参加していない。

平成15年12月議会に条例案を上程したが継続審議となった。論点は、①外国人への投票資格の付与について、②請求要件について、③成立要件について、④条例提案時期についてであった。翌平成16年3月議会で、重要事項を決めるのにハードルが低いということで、請求要件は投票資格者総数の「10分の1」を「8分の1」へ、成立要件は投票資格者の「4分の1」を「3分の1」に修正して可決した。条例成立後現在に至るまで住民投票の請求は行われていない。

2) 住民投票条例の内容

(1) 投票資格者

- ・我孫子市に3ヶ月以上在住し、住民票に掲載されている18才以上の住民。十分判断力を有しているとして「18才以上」とした。
 - ・特別在留資格を持ち、我孫子市に3ヶ月以上在住する18才以上の外国人は、日本国籍の住民同様、納税の義務などを負っており、地域の構成員であるとしている。特別在留資格がない外国人は投票資格を認めていない。
 - ・公職選挙法に準じて住民票を基に投票資格者名簿を作る。
- ※投票資格者については議会で論点にはなっていない。外国人については法改正前は資格者は申請した人のみとしていた。

(2) 請求要件

- ・市民発議 投票資格者の8分の1
 - ・議員発議 議員定数(24人)の4分の1以上の提案
- ※地方自治法では議案提案権は12分の1となっているが、それでは2人以上ということになり、議案の重要性から4分の1とした。
- ・市長発議 議会の同意
- ※市長の職権乱用を防ぐために議会同意とした。

(3) 成立要件

- ・賛否の二者択一での選択
 - ・賛否いずれかの過半数
 - ・過半数の投票数が投票資格者総数の3分の1以上
- 他都市の場合、投票資格者の2分の1以上の投票がなければ有効とされず、2分の1以下では開票されない事例が多い。我孫子市では投票者の意思を尊重するために、投票数が過半数以下でも開票し、賛否いずれかが投票資格者総数の3分の1以上あれば成立

としている。

(4) 住民投票で発議できるもの

我孫子市では、請求発議が出来るものが分かりやすいように、出来ないものを提示するネガティブ方式ではなく、出来るものを示すポジティブ方式としている。

・リコールなど既に法で市民投票が出来るものおよび特定の個人や地域に関する事項は除外

- ・市の存立の基礎的条件に関する事項
- ・市の実施する特定の事項
- ・現在または将来の市及び市民全体に重大な影響を与える政策上の具体的事項
- ・同じ事案は2年間住民投票の発議ができない

(5) 市民投票活動

買収や強要する行為以外は原則自由。

(6) 投票結果の尊重

投票結果については地方自治法の定める代表機関の権限を侵す恐れがあることから、「尊重」としている。結果を尊重しなければいけないものに、投票した市民自身の責任として市長及び議会に加えて市民も規定されている。